

○売春防止法

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六
三）本則三条（平成二九・四・一施行）

（婦人相談員）

第二五条①③（略）

④ 婦人相談員は、非営勤とする。（改正により削られた）